

静岡県立大学短期大学部FD委員会細則

平成19年12月7日 細則第36号

改正 平成21年7月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和6年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学短期大学部(以下「本学」という。)のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動を推進するため、静岡県立大学短期大学部教授会規程(平成19年4月1日 規程第100号)第9条の規定に基づく専門委員会として、静岡県立大学短期大学部FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学FD推進のための企画及び実施に関すること。
- (2) 授業アンケート事業に関すること。
- (3) その他FD推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 短期大学部附属図書館長
- (2) 各学科及び一般教育等の教員群から各1名
- (3) 学生室長
- (4) その他短期大学部部長が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、短期大学部附属図書館長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員

長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、短期大学部学生部学生室において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成19年12月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。